

## 明治一〇年代の千川上水再興と東京府

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2021-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森島, 知之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/22027">http://hdl.handle.net/10291/22027</a>

## 明治一〇年代の千川上水再興と東京府

### Reconstruction of Senkawa Josui Water Supply in the 10s of Meiji Era and Tokyo Prefecture

博士後期課程 史学専攻 二〇一八年度入学

森 島 知之

MORISHIMA Tomoyuki

#### 【論文要旨】

本稿では明治二三（一八八〇）年に東京府にて再興された千川上水を対象に明治前期における水道敷設の特徴について、当時計画されていた東京府での水道改良を視野に入れた上で検討を行なった。従来の研究では千川上水再興を願い出たとされる岩崎弥太郎の役割が強調されがちであったが、岩崎による願出が行われる以前から前田家を含めた沿線住民による水道再興の動きが存在していたこと、さらに設置の目的も水質不良や飲料水確保困難など、当時千川上水の流域に限らず本所や深川など東京府内の各所で生じていた問題に基づいたものであることが判明し

た。うち水道をめぐる問題に対しては東京府においても改良水道設置による解決を計画していたが、千川上水の流域は改良水道の給水の対象には入っておらず、東京府は千川上水設置の認可に対しても慎重な姿勢を示していた。そこで従来では民間資本によって設立された水道が存在する点が明治前期における水道敷設の特徴とされてきたが、一方で認可を行う府県にとっては必ずしも好意的に受け入れられていたわけではなかったのである。

【キーワード】千川上水、下谷・本郷、東京府、改良水道、玉川上水

はじめに

本稿では東京府の千川上水を事例に明治一〇年代における水道敷設の特徴について検討していく。

水道敷設に関する研究は市制町村制（一八八八年制定）、国庫補助金制度（一八八八年制定）、水道条例（一八九〇年制定）をはじめとした、水道に関する制度が整備されて以降に設置された水道が主な対象とされていた。そのためこれらの制定以前である明治一〇年代以前の水道に関しては、水道改良は東京などで計画されたものの着工までには至らず、水道そのものは近世期からのものをそのまま継続したものととらえられがちであった<sup>①</sup>。その中で、高寄昇<sup>②</sup>は水道設置にあたって巨額な建設費が課題となる中、水道条例をはじめとした効率的に予算を確保できる制度ができるまでの現実的な対策として、近世期からの水道の維持運営に加えて、横浜や郡山などで旧式の水道が新規に建設された事例を挙

げている。この新設された水道は現地の商人や地元有志などの民間からの資本調達で成立したものであった。そのため、民間による経営から始まったという側面が明治初期に新設された水道の特徴として強調された。しかし、民間資本で設立を行う場合においても府県からの認可のもとで行われるものである。そこで、府県がいかなる考えで認可を行なったのかという側面を視野に入れなければ、当時の民営による水道の意義を見極めることは困難であろう。さらに水道条例などの制度制定以降の水道との関連を述べることも困難であると考えられる。

そこで本稿では明治一三（一八八〇）年に岩崎弥太郎らによって東京府本郷区や下谷区（現在の東京都文京区、台東区）にて再興された千川上水を事例に検討を行いたい。千川上水の研究に関して、上水が流れていた地域での自治体史<sup>③</sup>の他、東京学芸大学近世史研究会<sup>④</sup>によって近世期の千川水道に関して主に「千川家文書」を使用し、水道の開鑿および管理に携わった千川家および用水沿線村々による水利利用に関する研究が挙げられる。さらに明治期における千川上水の研究に関しては『下谷区史』<sup>⑤</sup>などの自治体史の他、『三菱社誌』<sup>⑥</sup>、『岩崎彌太郎伝』<sup>⑦</sup>や『岩崎彌之助伝』<sup>⑧</sup>など三菱が編纂した社史および伝記が挙げられる。しかし、いずれも千川上水が再興したという事実が述べられる程度で、具体的な再興の経緯や都市部での給水の実態に関しては述べられていない。また千川上水の再興にあたってはいずれの研究においても岩崎弥太郎が果たした役割が注目されがちである。しかし、当時玉川上水をはじめとした東京府内の水道事務を管掌していたのは東京府であり、さらに当時水道の開鑿を行うにあたっては東京府庁からの認可が必要不可欠であった。筆者

は千川上水の再興において岩崎弥太郎が果たした役割は決して小さくないと考えている。一方で東京府の存在も無視できるものではないとも考えている。そこで本稿では、第一章で千川上水に関する概要を都市部での給水を中心に述べていく。そして第二章にて千川上水再興をめぐる東京府の動きについて、第一節で再興出願の動きを見た上で、第二節では再興の背景と東京府内の水道問題、水道改良計画を視野と合わせて考察する。そして第三節で出願後における東京府の対応を見ることで、千川上水および千川上水再興を東京府がどのように見ていたのかを検討していきたい。

## 第一章 千川上水の概要

はじめに千川上水の概要について、主に江戸府内および東京府区部への給水を中心にして述べていきたい。千川上水開鑿のきっかけは、明暦三（一六五七）年の明暦の大火をきっかけに江戸の市街地の範囲が拡張され、それに伴って拡張した地域に対して給水の必要性が起ったことに始まる<sup>⑨</sup>。そこで引かれた上水が青山上水、亀有上水、三田上水として千川上水であった。そのうち千川上水は江戸府内の小石川御殿、湯島聖堂（いずれも現在の文京区）、東叡山、浅草御殿（いずれも現在の台東区）の四ヶ所への給水を目的として、元禄九（一六九六）年、武蔵国新座郡上保谷新田（現在の東京都西東京市）で玉川上水から分水する形で開かれた<sup>⑩</sup>。この当時の千川上水の流路は上保谷新田から分水し巣鴨から江戸府内に入るものであった。江戸府内での流路は【図1】に示したが、巣鴨から本郷四丁目までの大通りを通り、本郷四丁目から二つに分

岐する形となっている。一つは本郷四丁目から浅草寺へ向かい、残りの一つは本郷四丁目から湯島聖堂を通り浅草門橋へ向かうというものであった。そこで、前にあげた四ヶ所への給水の他にも神田、下谷・浅草の武家地および町人地、寺院に対しても給水が行われていた。また水路の開鑿にあたっては播磨屋徳兵衛、和泉屋太兵衛、加藤屋善九郎、中嶋屋与市郎の四人が普請を請け負っており、彼らが千川の苗字を名乗るようになったが、うち播磨屋徳兵衛と和泉屋太兵衛の家系がその後も上水普請を請負うようになり、代々千川上水水元役や千川水路取締役に就任することとなった<sup>11)</sup>。開鑿後の千川上水についてであるが、明治一三（一八八〇）年に千川家が東京府へ提出した千川上水履歴<sup>12)</sup>によると、その後宝永四（一七〇七）年には、上保谷新田から江戸府内に入るまでの水道沿線の村々の嘆願により、江戸府内への給水に加えて田畑への灌漑用水としても利用されるようになっていた。しかし、正徳四（一七一六）年の白山御殿の廃止により給水が不要となり、享保七（一七二二）年には三田、青山、亀有の三上水とともに千川上水は上水としての機能を停止することとなり、江戸府内の水道は玉川上水と神田上水のみとなった。それ以降は村々の灌漑用水としてのみの利用となった。のちに天明元（一七八一）年に再び上水としての機能が一時的に復活したが、天明六（一七八六）年に再び廃止され、明治一三（一八八〇）年に再興されるまで灌漑用水としてのみ利用されることとなる。

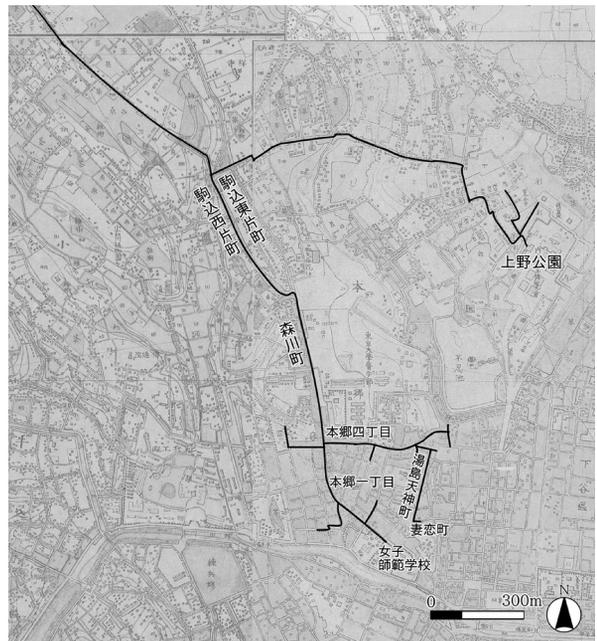
明治期における千川上水については、三菱合資会社総務課が社史編纂事業の一つとして大正一一（一九二二）年四月に稿本としてまとめた、「初代社長時代 中」<sup>13)</sup>をもとに見ていきたい。明治一三（一八八〇）年

三月二六日に岩崎弥太郎、二橋元長、熊谷武五郎、寺西成器の四人が東京府に対して千川水道会社の開設を願ひ出たとされるが、その後同年八月二五日に東京府は会社創設を認可され、ここに千川水道会社が創設された。これによって本郷区や下谷区に千川上水が再び設置されることとなる。流路に関しては【図2】に示したが、北豊島郡巢鴨村から中山道に沿って東京府区部に入り、小石川区巢鴨籠町から白山坂上を経出し、駒込東片町、森川町を通り、本郷四丁目十字路にて水路が二つに分岐する。分岐した水路のうち片方は湯島切通町、湯島天神町、妻恋町を通り、残りの片方は本郷二丁目を経て湯島二丁目にある女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）を通るものであった。それらに加えて白山坂上から肴町、千駄木林町、谷中三崎町を経て、上野公園へ通じる支線が存在していた。【図1】と比較すると、明治期に再興された千川上水の特徴としては浅草方面および神田方面への給水が行われず、近世期の千川上水と比べて給水地域がより限定されていること、また上野公園への水路が新たに設定されているということが挙げられる。このようにして再び上水としての機能が復活した千川上水であったが、明治三一（一八九八）年以降東京市による水道が敷設され、千川上水の流域である本郷区や下谷区にも市水道が給水されるようになると千川上水にも変化がおとずれることとなる。すなわち、「今や本水道ノ如キ沈澄濾過ヲ経サルモノハ雑用ノ外之ノ使用スル者無ク加フルニ樋線ハ木造ナリシ故歳ト共ニ漏水箇所次第ニ多ク」<sup>14)</sup>になったとし、市の水道と比べ性能が大きく劣り、故障も多くなったことから「今や事情ノ沿道各地配水利便ヲ計ルノ要ナキニ至リ」、ついに明治四一（一九〇八）年六月二五日に千川水道会社



【図1】享保年間における千川上水の水路

大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編集『千川上水・用水と江戸・武蔵野』（名著出版、二〇〇六年）一一九頁を一部改変



【図2】明治期における千川上水の水路

「千川上水 各自引用樋線切絵図11葉」（三菱史料館所蔵、MA-01209）、「第一軍管区地方2万分の1迅速測図原図」（フランス式彩色図）をもとに作成

は解散した。この明治二七（一八九四）年に新設した岩崎家の別邸であった駒込の六義園への支線を除き、千川上水は東京府区部への給水を停止したのである。

## 第二章 明治一〇年代における千川上水再興と東京府

本章では改めて明治一〇年代における千川上水再興の背景について見ていきたい。

### 1 千川上水再興の動き

千川上水の本郷や下谷方面への給水の動きが最初にうかがえるのは『郵便報知新聞』の明治一二年九月四日号および同年九月三〇日号の記

事である。そこで各記事の一部を左に掲げる。

【史料1】

…今度或る華族が有志者と謀りて千川用水の再興を願し（中略）用水会社を結び不日着手さる、趣該入費ハ概略四万円の見積にて三ヶ年間は金主も利益を得ざれど四ヶ年目より追々利得を得るの見込なり（以下略）<sup>(5)</sup>

【史料2】

○千川水道開鑿の挙はいよ／＼着手する相談相整ひ發起人本郷一丁目  
の小木曾富蔵下谷池の端の守田治兵衛小石川巢鴨町の平山省齋神田松  
住町の増田寿平の四氏等が尽力し其資本は華族前田氏と三菱会社にて  
出金する事になりし趣を聞たるが頃日右概算調並に消却方法の書類を  
添へ左の通り府庁へ出願したり（以下略）<sup>(6)</sup>

この二つの記事から前田家と「三菱会社」が資金を提供した上で、「或る華族」、すなわち前田家が小木曾富蔵、守田治兵衛、平山省齋、増田寿平らの「有志者」が働きかける形で東京府に対して出願していたと考えられる。従来の研究においては明治期における千川上水再興の動きを、明治一三（一八八〇）年三月二六日の岩崎弥太郎ら四人による出願より始めているが、実際にはそれよりも半年近く早くに東京府に対する出願の動きがうかがえる。さらに岩崎が当初より上水再興に関わっていたのは事実であるが、元々は資本を提供する立場であり、呼びかけを行ったのは前田家および沿線の有志者であったと思われる。

2 千川上水再興の背景と東京府の水道改良構想

先掲の九月三〇日の記事には小木曾らによって作成されたと思われる「千川水道御開設之義願」（以降、「開設願」）が掲載されており、その一部を左に掲げる。

【史料3】

…抑衛生ハ専ラ食水ノ良否淵源致候旨之処私共区内之義ハ従来ノ性質宜シカラス加之下谷ノ如キハ日用之食水猶給ラス買求メ以テ□炊之用ニ候向不少又本郷ニハ買水之向ハ寡少ニ候得共毎井極メテ深ク日常其汲取ニ勤ミ殊ニ頻年悪疫之流行モ有之事ニ候得者食水之改良ヲ謀ルハ区内方今ノ一急務ト奉存私共申合会社創立右千川水道開設之義請願仕度所存ニテ（以下略）<sup>(8)</sup>

すなわち、天明六（一七六六）年に千川上水が再廃止されて以来、下谷区、本郷区では上水道による給水を受けておらず、買い水および掘り抜き井戸によって飲料水を確保していたが、もともと水質が悪く、さらに伝染病流行による後押しもあって水道改良を迫られるようになったと思われる。

そもそも東京府区部の中でも神田上水および玉川上水が行き渡っていない地域においては、飲料水を水売りから購入する買水や、地下水を湧き出させた掘り抜き井戸によって飲料水を確保していた。かつて千川上水の流域であった下谷・浅草では享保七（一七二二）年の上水廃止以後、約四〇年余りの間に町々の間で掘り抜き井戸を作っていた。その後天明年間に一時的に上水再興の動きがあった際に掘り抜き井戸のおかげ

で水に不自由していないことを再興反対の理由の一つに挙げていたほどに掘り抜き井戸が役立っていた時期も存在した<sup>19)</sup>。他にも深川においては埋立地ゆえに井戸水にも恵まれていなかったことから両上水の余剰水を飲み水として購入していた<sup>20)</sup>。このように上水道が給水されていない中でも給水とは別の手段で飲料水を確保していた。しかし、明治期に入ると、『読売新聞』において深川や本所に水道敷設の噂が届いて喜んでいるとする投書や、その噂に対していまだに工事着手の様子がなく、水道敷設によって「清い水」を切望する投書<sup>21)</sup>のように前掲の「開設之義願」の他にも、水道の新設を求める声が上がるようになっていた。

さらにこのような動きを後押ししたのもとして、明治一〇（一八七七）年から断続的に発生していたコレラ流行が挙げられる。東京警視本署では、コレラなどの伝染病対策として飲料水、糞尿の汲み取り、便所、下水、汚物の清掃が取り締まりの対象となった。そのうち飲料水の取り締まりに関しては、「飲料水注意法」（明治十一年五月警視本署達乙第十八号）が各区戸長へ達せられていた。これによって井戸の整備不良や下水、便所の近接によって伝染病の原因とされる汚物が飲料水に浸透するのを防ぐために井戸の新調や修繕、井戸から下水や便所を遠ざけるなどの対策を求めていた<sup>22)</sup>。その後も達は何度か行われており、警察による巡視や違反者への注意など取り締まりを厳にしていた。また井戸の他にも明治十年九月十九日丙第五号にて飲料水営業者に対しても取り締まりが行われており、汲み取る水を神田・玉川両上水および利根川に限定してその他の場所からの取水を禁止したり、運搬船および水の入った桶に蓋をすることで水に不純物が入らないようにするよう指示が出され

た<sup>23)</sup>。また東京府においても対策が迫られていた。それは東京府病院深川出張所から深川においては暴風雨によって汚水が井戸水に浸入し、コレラ罹患者が増加する要因になっているとの訴えを受けて、明治一〇（一八七七）年一〇月一六日に東京府は第六大区戸長に対して、井戸水の使用を禁止し、神田・玉川両上水および利根川の水を飲料水とする旨の達<sup>24)</sup>を行なっていたのである。こうして買水や掘り抜き井戸に頼っていた地域においても伝染病流行を通じて飲料水の確保の仕方を変えざるをえなくなっていた。また、明治一二（一八七九）年に東京大学理学部にて「東京府下井水分析説」<sup>25)</sup>が発表され、水中に含まれた有機物の分析から井戸水の水質の問題が指摘された。分析にあたっては羽田村、深川門前町七十一番地、深川中大工町墓地内、本所荒井町七番地、向島寺島村百十番地、牛込岩戸町六番地、谷中天王寺墓地内、天王寺島居、本郷一目二番地、赤坂丹後坂一番地、湯島三組町七番地の各井戸が対象とされ、深川や本所とともにかつての千川上水流域であった本郷や湯島の井戸の水質も問題視されていた。

さらに東京府では水道改良計画の中にもこれまで給水を受けていない地域への対策が課題として挙げられていた。明治七（一八七四）年五月に内務省土木寮雇のオランダ人技師であるファン・ドールン作成の『東京改良意見書』、および翌八年二月の改良水道の設計書を踏まえて、東京府では明治九（一八七六）年二月水道改正委員を組織し、東京府内の水道を調査し、明治一〇（一八七七）年九月にはその調査をもとに『東京水道改設之概略』（以降、『改設之概略』）を作成していた。そのうち「第三章 東京水道改設之趣意」にて左のような記述がある。

【史料4】

現今ニ至テハ本所深川芝金杉等ノ如キ人口稠密ノ地ニシテ未タ上水ノ澤ヲ承ケス日々飲水ヲ他ニ購求スル者ト不潔ノ井水ヲ用フルヲ免カレサル者多シ如今府下ノ必須トスル所ノ者ハ水ヲ得ルノ清潔饒多ナルト水ヲシテ高二上ラシム圧力是ナリ水ノ清潔饒多ナルハ衛生ノ洪益ニシテ其高二上ルハ火災消防ノ大利ナルカ故ナリ<sup>(28)</sup>

つまり本所・深川・芝金杉などの人口が稠密している地においても、上水による恩恵が受けられず、買水または不潔な掘り抜き井戸によって飲料水を確保せざるを得ない状況の者が多いという現状を指摘した上で、火災予防の観点から水を高く噴き上げられる圧力に加えて、衛生的な観点から清潔で豊富な水が得られることが東京府の水道における課題であるとしている。さらに以上の点を踏まえた上で、欧米諸国の水道を参考・比較して、旧水道の欠点・新水道の利点を列挙している。それは、旧水道の欠点の一つに「未タ水道ノ備ハラサル地ハ家々飲水ヲ購求スルヲ以テ常トス其購求セサル者ト雖猶不潔ナル井水ヲ用フルヲ免カレサル者多シ<sup>(29)</sup>」として水道が備わっておらず、買水および不潔な井戸水を使わざるを得ない状況を挙げ、続けて新水道の利点の一つとして「従来木樋通セスシテ飲水ヲ購求シ及ヒ不潔ナル井水ヲ用ヒシ地ヘモ新ニ水栓ヲ設クルヲ以テ清浄ナル水ヲ容易ニ得ヘシ<sup>(30)</sup>」そのような地域に対して給水栓を設けることで簡単に清潔な水が得られることを利点の一つに挙げており、改めて水道改良とともに給水が行き届いていない地域に対しての給水の必要性を述べている。このように千川上水再興には深川や本所

をはじめとした東京府の市街地において共通していた問題が背景にあり、東京府においてもその対策が模索されていた最中であつた。

一方で、本郷や下谷は次の点において深川や本所と比べて待遇に差が生じていた。例を示すとすれば、「改設之概略」で想定された改良水道の給水地域が挙げられる。改良水道の給水地域は「第七章 新水道設置ノ位置」に述べられている。それによると改良水道は従来の玉川上水と同様に四谷大木戸より市街地への給水が始まり、その後麴町十三丁目、平川町三丁目、麴町三丁目の溜池を経て左の①②③の水路に分岐するとされている<sup>(31)</sup>。

①麴町通りを経て神保町や猿楽町などの皇居の北へ向かう水路、四ツ谷門を経て伝馬町、赤坂離宮などの皇居の西側へ向かう水路

②皇居を通り、柳橋を経て、隅田川に沿って区部北東部である浅草方面に向かう水路

③外桜田町（陸軍操練所）、内山下町を経て、愛宕下、芝田町、浜離宮などの区部南端へ向かう水路、または内山下町から京橋を経て隅田川を渡り区部東部である本所・深川へ向かう水路、京橋からの日本橋を経て②の水路へ合流する水路

これらは、従来の玉川上水の水路に、第二大区八十一小区、第三大区三、四小区、第五大区一、二、五小区、第六大区一〜五小区、すなわち神保町・猿楽町、浅草、本所・深川、芝の各方面の水路が追加される形となっており、これによって買水や井戸水を使用している地域での問題を解決しようとしていた。

このように本郷区や下谷区に限らず、東京府区部の各所において上水

道が供給されていない点が問題視され、東京府においても改良水道を設置することで問題の解決を図ろうとしていた。しかし、その給水地域には本所や深川が含まれていた一方で、本郷や下谷は含まれておらず、同じ東京府区部に含まれる地域内でもその対応には差が生じていたのであった。

### 3 再興出願後における東京府の対応

前節の冒頭で述べた小木曾や守田らによる水道再興の出願に対して、東京府は明治一二年一〇月二八日に小石川、本郷、下谷、神田の各区長宛に左のような通知案を作成した。

#### 【史料5】

小石川本郷  
下谷神田 一区长宛 課長

其区内へ玉川上水分水樋新設之儀ニ付守田治兵衛外七名之者ヨリ及出願候処右樋線ニ関渉スル飲用水請求之吹井及並井共合テ幾箇所斗リ之由的<sup>二相違成</sup>土有之候乎凡員数取調可差出候右員数ニ依リ詮議之次第<sup>候者ニ付</sup>土付至急取調可申出<sup>御取計可有之旨</sup>留長官之命ニ因リ此段及御通知候也<sup>也</sup>

この通知案によると、守田治兵衛の他七人の出願に対して引用する井戸の個数によって「詮議」を行うかを決めるとした。そこで各区長に対して新設した水路に通じる井戸の個数の調査を命じようとしていた。この時点では東京府は水道開設の可否を決定しておらず、東京府としては水道新設に対して慎重な態度を示していたといえる。

このような態度に出た背景として玉川上水はあくまで東京府の市街地

の飲用水であると東京府では認識されていたことが挙げられる。玉川上水の本流では近世期には江戸市中に供給する飲用水の質を維持するため、本流の水を直接利用することを禁じていた。そのため上水沿線の各村では本流から分岐した分水を介して水を得ていた。<sup>(35)</sup> 明治期に入ると、明治三（一八七〇）年四月一五日に当時玉川上水の事務を管掌していた民部省土木司のもとで本流での通船事業が許可され、本流から直接水を利用することが可能となっていた。しかし、明治四（一八七一）年一月に玉川上水の事務が東京府に移管されると、東京府は上水の水質汚濁を理由に明治五（一八七二）年五月三一日に通船事業を廃止した。<sup>(37)</sup> こうして東京府においても玉川上水は市街地の飲用水としての利用が優先されるべきであるという認識を維持することとなったのである。そして、明治一〇年以降においても市街地での飲用水としての利用を優先する姿勢が確認できる事例が存在する。例えば、明治十一（一八七八）年十二月二十四日に神奈川県令を通じて神奈川県の材木筏営業人から筏の川流しを円滑に行うため、玉川上水上流部の羽村にある大堰に流れる水量を増やしてほしいとの出願が行われていた。<sup>(38)</sup> その出願に対しても東京府は翌年の二月三日に「目今之処御協議ニ難応<sup>(39)</sup>」との回答を示したが、その理由の一つに「本所深川芝金杉橋之南等へ追々新線路取設候見込可有之候間現今水量ニテモ充分ト申訳ニ無之将来之為メ増量之義先年来種々取調候儀ニ付安易ニ水量難取極<sup>(40)</sup>」を挙げている。つまり東京府では、従来の東京府市街地に加えて、本所や深川、芝金杉橋より南の方面への「新線路」、すなわち水路の新設およびそれに向けた水量の増加を視野に入れて調査中であり、安易に水量を定めることは困難であるとして、東京

府市街地での飲用水以外の目的で玉川上水を利用することに対しては消極的な姿勢を示していた。そして前節で述べた改良水道の給水地域との問題と合わせて考えると、本郷や下谷方面への給水に対して慎重な姿勢を見せたのも東京府では千川上水再興を東京の市街地の飲用水の供給および改良水道設置のさまたげになる事態を憂慮していたからではないかと考えられる。さらに千川上水再興に対する呼称からも東京府における千川上水の待遇がうかがえるのではないか。例えば前節の「改設願」〔史料3〕にて出願者側が千川上水再興を「千川水道開設」と称していたのに対して、本節の冒頭で掲げた東京府から通知案〔史料5〕においては「玉川上水分水樋新設」として千川上水ではなく玉川上水の分水と称していた。そこで当時、東京府では千川上水を玉川上水に従属しているものとしてとらえており、下谷や本郷以外の市街地への給水や改良水道の設置よりも優先度の低い事項として考えていたのではないかと見える。

## おわりのこと

ここでこれまでの総括を行いたい。従来の研究では岩崎弥太郎の果たした役割が強調されがちであった千川上水であったが、実際には前田家と前田家の呼びかけに応じた沿線住民によって出願がなされており、岩崎は当初資本提供の立場であった。設置の目的も水質不良および上水道が届かないことによる飲料水確保困難であったが、これは本郷や下谷だけでなく、本所や深川などを含めた当時の東京府内の至る所で抱えていた問題に基づいてのものであった。東京府においてもこの問題に対して

水道改良委員を設置した上で調査を行っており、改良水道の設置によって解決を図ろうとしていた。しかし、その改良水道の給水地域には本所や深川が含まれていた一方で、かつての千川上水の流域であった本郷、下谷は給水地域には含まれていなかった。下谷や本郷では同じ問題を抱えていた深川や本所と比べて、改良水道計画に対する待遇には差が生じていた。さらにその下谷や本郷に上水道を設けようとした際にも東京府は井戸の数によって詮議を行うとして、水道設置には慎重な姿勢を示していたのであった。この当時の東京府は玉川上水の従来の給水地域や将来的な給水予定地域への給水を優先しており、千川上水はこれら地域への給水とは外れたものとしてみなしていた。そこで千川上水をはじめとした民間資本によって設立された水道が存在するのが明治一〇年代の水道の特徴ではあるが、認可を行う府県にとつては必ずしも好意的に受け入れられたわけではないことを視野に入れる必要があるのではないかと見える。

最後に前章における東京府からの通知よりも後の動きについてみておきたい。前章第三節で掲げた東京府からの通知に対して井戸の個数の調査結果および「詮議」が行われた様子を示す史料は管見の限り確認できなかった。しかし、当時の『郵便報知新聞』明治一二年一月二日号にて「小石川本郷下谷三区内の豪家が発起にて三区内へ千川水道を引用せんと先頃其方法書を其筋へ差出したるが今度いよいよ決議になりたるに」<sup>④</sup>との記事が確認できる。そこで近日中に「詮議」が行われようとしていた可能性が伺える。すなわちこの時点で「詮議」を行うのに十分な水道利用希望者が確保できたのではないかと考えられる。それから三ヶ

月後の明治一三年三月、第一章で述べたように岩崎弥太郎ら四人による出願が行われることとなる。この時、岩崎らによって提出された「千川水道開設之儀願」が前章第三節の「開設願」と資金の拠出先を除いてほぼ同内容のものであることから、この出願も明治一二年一〇月以降の開設の動きに連なるものとしていたものではないかと思われる。つまり明治一二年の段階では前田家や三菱会社が資金を出す形となっていたが、明治一三年三月の段階では前田家が除外された形となっており、具体的には「一、株券五万円之内発起人ニ於テ四万円ヲ指出シ指向別紙第一圖之通り着手追テ残一万円ヲ募集第二圖之通り開設仕度候」として株券を発行し、うち四万円分の株券を岩崎ら四人が購入し、のこり一万円分を募集する形で資金を調達する形に変更されていた。このことから明治一三年三月における出願は会社設立の目処および資金の拠出先が決定したことを示すものであり、千川上水再興は東京府内においてはすでに決定されていたと考えられる。そこで明治一二年の段階において玉川上水よりも下位に位置付けていた千川上水を東京府が改良水道に先んじて建設を行うことと決定したのかについてを今後の課題としていきたい。その際には岩崎弥太郎や前田家をはじめとした出願者たちがいかにして再興実現に向けての役割を果たしたのかについても、今後三菱史料館所蔵史料や前田家の史料と合わせて検討していきたいと思う。

注

(1) 明治初期から水道法制定(一九五七年)までを対象に日本の近代水道の整備過程を描いた、松本洋幸『近代水道の政治史 明治初期から戦後復興

期まで』(吉田書店、二〇二〇年)においても一八八五(明治一八)年に着工された横浜の開港場での水道を除き、いずれも水道制度が整備された明治二〇年代以降に設置された水道が対象となっている。

(2) 高寄昇三『近代日本公営水道成立史』(日本経済評論社、二〇〇三年)。

(3) 豊島区編纂委員会編『豊島区史 通史編二』(豊島区、一九八三年)、下谷区役所編『下谷区史』(一九三五年、下谷区役所)、小石川区役所編『小石川区史』(小石川区役所、一九三五年)。

(4) 大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編集『千川上水・用水と江戸・武蔵野』(名著出版、二〇〇六年)。

(5) 前掲注3『下谷区史』。

(6) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』(東京大学出版会、一九七九年)。

(7) 岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会編『岩崎彌太郎伝 下』(岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会、一九六七年)三四四―三四五頁。

(8) 岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会『岩崎彌之助伝 上』(岩崎彌太郎岩崎彌之助伝記編纂会、一九七一年)一九六―一九七頁。

(9) 東京都水道局『東京都水道史』(東京都水道局、一九五二年)三九―四〇頁。

(10) 前掲注4、六頁。

(11) 前掲注4、八頁。

(12) 豊島区郷土資料館編『千川上水関係史料集1』(豊島区教育委員会、一九九五年)七六―七七頁。以降の近世期の千川上水の概要は同史料に拠る。

(13) 武田晴人『三菱社史 初代社長時代―海運誌―』(三菱史料館論集)創刊号、二〇〇〇年)二六―五頁。

(14) 三菱合資会社「初代社長時代 中」(三菱史料館所蔵、MA106044)。

(15) 『郵便報知新聞』明治一二年九月四日号。

(16) 『郵便報知新聞』明治一二年九月三〇日号。

(17) 『千川水道開設関連証書』正・写・案』(三菱史料館所蔵、IWS100133)によると、東京府へ出願した数日後の明治一二年一〇月二日には守田、平山、小木曾、増田に加えて、岩本平左衛門、石川市郎兵衛、野村源四郎の合わせて七人の名で第四十四国立銀行に対して資金の支出を約束

させており、前田家や三菱会社の他にも資金の支出先を求めていた。

- (18) 前掲注16に同じ。
- (19) 前掲注4、三〇八頁。
- (20) 東京都編『都史紀要三十一 東京の水売り』（東京都、一九八五年）九頁。
- (21) 『読売新聞』明治八年五月二三日号。
- (22) 『読売新聞』明治八年八月四日号。
- (23) 内閣記録局編『法規分類大全 衛生門第二』（内閣記録局、一八八九年）一七四―一七五頁。
- (24) 前掲注20、四六頁。
- (25) 前掲注20、四八頁。
- (26) 前掲注20、四九頁。
- (27) 久原躬弦「東京府下井水分析説」（一八七九年）。
- (28) 東京府『東京水道開設之概略』（東京府、一八七六年）二四頁。
- (29) 前掲注28、二六頁。
- (30) 前掲注28、二八―二九頁。
- (31) 前掲注28、五六―五九頁。
- (32) 前掲注28、五九頁。
- (33) 「理事彙輯・区役所・病院・瓦斯局（土木課）明治12年從7月至12月」（東京都公文書館所蔵、610・B4・07）。
- (34) 断定することはできないが、他七人のうち六人は前掲注16にて第四十四国立銀行に対して資金支出の約束に参加した平山、小木曾、岩本、石川、増田、野村であると考えられる。
- (35) 天野宏司「明治初期の多摩地域における水利用―玉川上水を中心に―」（羽村郷土博物館編『羽村市史料集八 玉川上水論集 II』（羽村教育委員会、二〇〇三年）所収）一一頁。
- (36) 東京都教育委員会編『玉川上水文化財調査報告 その歴史と現況』（東京都、一九八五年）、六五頁。
- (37) 前掲注36、六六―六七頁。
- (38) 「往復録・乙（土木課）明治12年度從1月至6月」（東京都公文書館所蔵、610・D5・11）。
- (39) 前掲注38に同じ。
- (40) 前掲注38に同じ。
- (41) 『郵便報知新聞』明治二二年二月二日号。
- (42) 「回議録・第2類・会社・3ノ内乙（勸業課）」（東京都公文書館所蔵、611・A8・05）。
- (43) 前掲注42に同じ。